

令和 7 年度 滋賀地方最低賃金審議会

第 2 回滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録

開 催 日 時	令和 7 年 1 0 月 6 日（月） 9 時 27 分 ～ 11 時 59 分			
開 催 場 所	滋賀労働局 共用会議室			
出 席 状 況	公益代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	労働者代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	使用者代表委員	出席 3 人	(定数 3 人)	
	事務局	3 人		
出 席 者	公益代表委員	伊藤 慧	堀田直美	松田有加
	労働者代表委員	大江彰宏	齋藤慎司	平塚雄二
	使用者代表委員	池田 健	小西哲也	田中秀康
	事務局	青木労働基準部長	田原労働基準監督官	辰巳賃金指導官
主 要 議 題	・滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について（金額審議）			
議 事 録	別紙のとおり			

○青木部長

それでは、ただ今から、「令和7年度 第2回 滋賀県精密機械器具・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を開催いたします。

賃金室長の足立が所要により欠席させていただいておりますので、私が進行させていただきます。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本専門部会の出席状況について、各側から3名出席していただいております、合計9名全員のご出席をいただいております。

したがいまして、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定により、定数の3分の2以上の出席をいただいておりますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

本専門部会は第1回本審でも確認させていたとおり、滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」についてもホームページで公開することとなります。

よって、「同運営規程第7条第1項の規定により傍聴の申込みを受け付けましたが、本日は傍聴を希望される方がおられなかったことをご報告いたします。

それでは以後の進行は、松田部会長にお願いいたします。

○松田部会長

おはようございます。

第2回目の専門部会となりますので、全会一致で結審いただけるよう、皆様、ご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、議題の「滋賀県精密・電気機械器具製造業最低賃金の改正」の審議に入ります。

前回に続き、個別協議を進めて行きたいと思います。

前回の専門部会の最後に今回は労働者側から協議を行うことを確認していますので、労働者側から協議を行います。検討の時間はどのくらい必要でしょうか。

○大江委員

15分をお願いします。

○松田部会長

はい、わかりました。

では、9時45分から始めます。

事務局は、控室について説明してください。

○青木部長

個別協議に当たりまして、待機・検討していただく部屋を、労働者側委員は5階の労働基準部長室を、使用者側委員は3階の天津労働基準監督署の認定室をご使用願います。

この後、係の者をご案内します。

○松田部会長

では、ここから休会といたします。委員のみなさま、控室にご移動をお願いいたします。

【専門部会休会】

〔労使各側に分かれての個別協議〕

【専門部会再開】

○松田部会長

それでは、専門部会を再開します。

本日の使用者側と労働者側の個別協議でのご意見を若干まとめますと、労働者側は、特定最低賃金額を高卒初任給と企業内最低賃金額に合わせていきたいという主張及び男女間の賃金格差を解消すべきという観点からのご提案でした。

使用者側は、日本商工会議所の賃金調査や消費者物価指数の上昇率をベースに実質賃金の引上げ分を上乗せするという観点からのご提案でありましたが、本日は金額的な合意には至りませんでした。

次回の第3回専門部会においては、全会一致による金額決定を目指して、労・使ともご協力をお願いしたいと思います。

なお、次回の個別協議は、労働者側から始めますので、よろしくお願いします。

その他、各委員から何かありましたらお願いします。

〔意見等なし。〕

○松田部会長

事務局から何かございますか。

○青木部長

第3回専門部会は、10月24日（金）午前9時30分から、労働局の6階会議室で開催いたしますので、ご出席、よろしくお願いします。

○松田部会長

次回が最後の専門部会ですので、全会一致に向けた歩み寄りをいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、「第2回精密・電気機械器具製造業最低賃金専門部会」を終了します。
お疲れ様でした。